

育児・介護休業法（令和7年10月施行部分）及び 両立支援等助成金（令和7年10月施行柔軟な働き方選択制度等支援コース）等のご案内

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などを内容とする育児・介護休業法の改正がなされました。このリーフレットでは令和7年10月からの法施行内容や両立支援等助成金の10月施行内容などについてご案内します。

令和7年10月施行の法改正内容

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、以下5つの措置の中から**2つ以上の措置を選択し講ずる必要があります**。

始業時刻等の変更の措置	次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しないこと） ① フレックスタイム制、 ② 始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤制度）
テレワーク等	一日の所定労働時間を変更せず月に10日以上 時間単位 で利用できるもの
保育施設の設置運営等	保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜を供与するもの
就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与（養育両立支援休暇）	一日の所定労働時間を変更せず年に10日以上 原則時間単位 で取得できるもの
短時間勤務制度	一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として**(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向確認を個別に行わなければなりません**。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 （1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

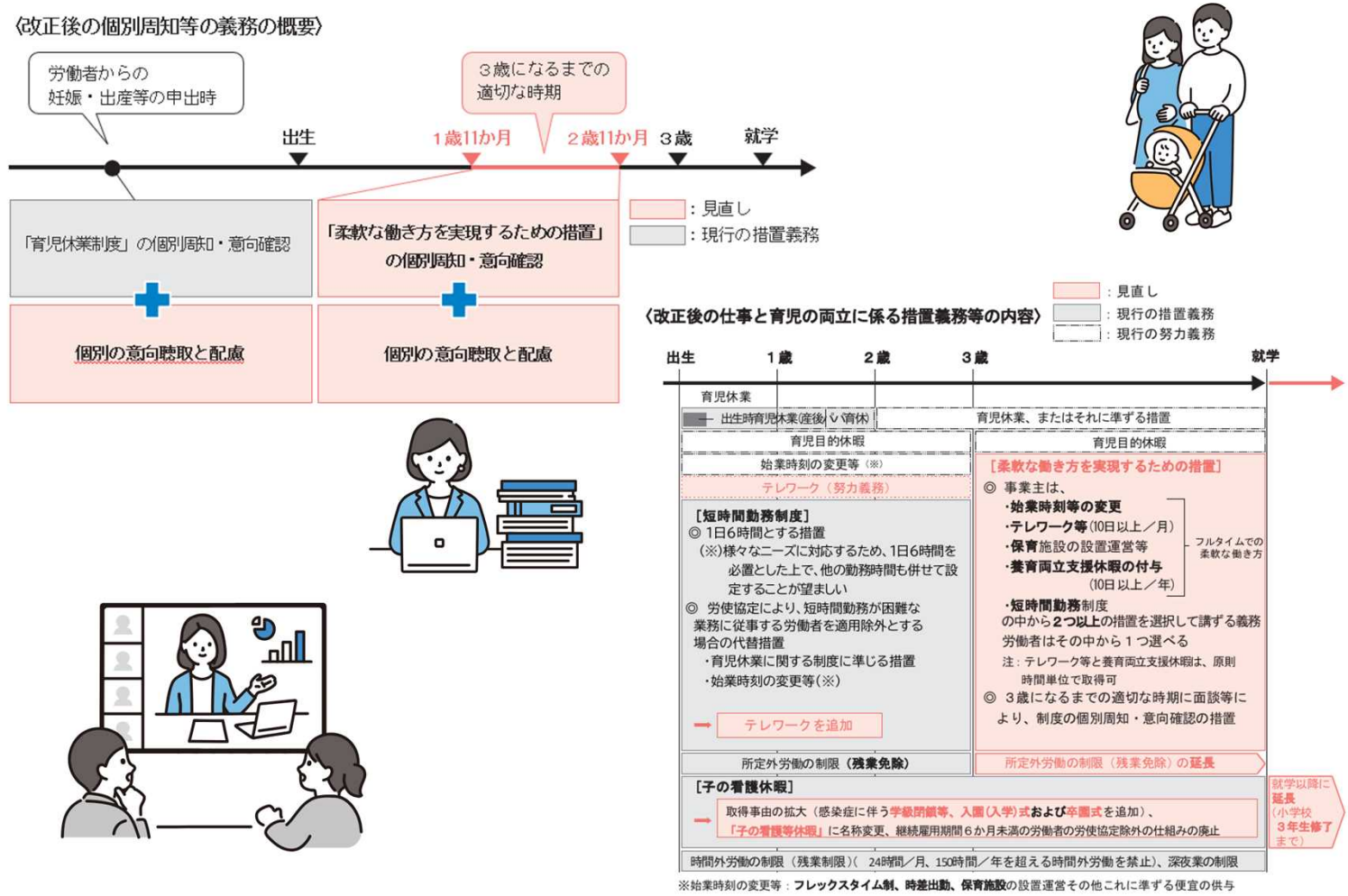
(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。



- 改正法施行に伴い、両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）が新しくなります。
- 対象となる中小企業事業主の皆様におかれては、育休中等業務代替支援コース、出生時両立支援コースなどとともに、積極的な活用をご検討ください。

柔軟な働き方選択制度等支援コースが新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

令和7年10月からは

- 改正法に基づき、事業主は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し講ずる必要があることを踏まえ、



- ① 制度（※）を**3つ導入**し、対象労働者が制度を利用した場合 **20万円**
制度（※）を**4つ以上導入**し、対象労働者が制度を利用した場合 **25万円**

となります。

※3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度。

- フレックスタイム制度or時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 養育両立支援休暇制度

なお、支給対象は**1事業主5人**までです。
異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

- そのほかの助成対象となる取組みについては次のとおりです。

- ② **法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度（※※）の整備** **30万円**

※※子の看護等休暇（育児・介護休業法第16条の2）であって、次のいずれにも該当する制度。

- 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること
- 1つの年度において10日以上が付与されるものであること
- 時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない「中抜け」ができる制度であること
- 一日の所定労働時間を変更することなく利用できるものであること

- ③ ①や②の制度について**中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合** **20万円加算**
- ④ 育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公開した場合 **2万円加算（変更なし）**

育休中等業務代替支援コースの活用も併せてご検討ください

育休中等業務代替支援コースは、

- 育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当支給
 - 育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入をした場合の助成金です。
- 労働者が職場に気兼ねなく育休取得できるような業務体制整備に取り組む事業主を支援しています。

例えば



育休取得者の業務を代替する労働者に手当支給

- 業務体制整備経費：6万円（外部の専門事業者
に委託した場合は20万円）
- 業務代替者に支給した手当の総額の3/4
（上限計10万円/月、12ヶ月まで）



業務代替要員を新規雇用により確保

- 業務代替した期間に応じて、9万円～67.5万円

男性育休取得率アップで出生時両立支援コースが申請可能

出生時両立支援コースは、

- 出生後の8週間以内に男性労働者が育児休業を取得
 - 男性の育児休業取得率の上昇等
- の場合の助成金です。

例えば

育休取得率「30ポイント以上UP & 50%以上達成」で 60万円 支給



※各コースの詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。